

歯科口腔健康診査事業（北見市歯っぴい健診）概要

1. 目的
<p>歯科口腔健康診査を実施することにより、口腔機能の低下や低栄養、誤嚥性肺炎等の疾病の予防を図り、被保険者の健康の保持増進と生活の質（QOL）の低下を防ぐことを目的とする。</p>
2. 対象者
<p>75歳以上に達し後期高齢者医療に加入している者。また、65歳以上で一定障がいのため後期高齢者医療に加入している者とする。</p> <p>ただし、後期高齢者医療広域連合歯科健康診査実施要綱第4条に規定する次に掲げる者は対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している者 ◎ 高確法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者（障害者支援施設、養護老人ホーム、特定施設、介護保険施設等） <p>なお、対象者のうち、<u>介助なしで来院が困難なおおむね要介護3以上の者</u>であり、かつ、医療保険又は介護保険において歯科往診診療に関する管理を受けていない者は、<u>訪問の対象者</u>とする。</p>
3. 健診項目
<p>①問診</p> <p>②歯の状態、咬合の状態、口腔衛生状態、口腔乾燥、歯周組織の状態</p> <p>③歯科衛生士による口腔衛生指導（訪問時のみ）</p>
4. 実施期間、実施回数
<p>4月1日から翌年3月31日の期間で、1回実施</p>
5. 自己負担額
<p>400円（健診実施後、徴収）</p>